

伊 監 第 168 号  
令和 3 年 2 月 2 日  
(2021 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 14 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

2 監査の対象部局

財政基盤部	税務室	市民税課 資産税課 徴収課
教育委員会事務局	学校教育部	学事課 保健体育課 小学校給食センター 中学校給食センター
上下水道局	経営企画室	経営企画課 営業課

3 措置を講じた部局

教育委員会事務局	学校教育部	学事課 保健体育課 小学校給食センター
上下水道局	経営企画室	経営企画課

4 監査の期間

令和 2 年(2020 年) 10 月 21 日～令和 2 年(2020 年) 12 月 25 日

5 監査結果提出日

令和3年(2021年)1月21日

6 措置の内容

別紙令和3年(2021年)1月28日付け伊教委学学第879号、令和3年(2021年)1月27日付け伊水経第1558号の回答文書のとおりです。

伊教委学学第879号  
令和3年1月28日  
(2021年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市教育長 木下 誠



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

教育委員会事務局 学校教育部 学事課、保健体育課、小学校給食センター、  
中学校給食センター

2 措置を講じた部局

教育委員会事務局 学校教育部 学事課、保健体育課、小学校給食センター

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

4 監査の期間

令和2年(2020年)10月21日～令和2年(2020年)12月25日

5 措置の内容

別紙のとおり



## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 学校教育部 学事課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 切手等の管理について</p> <p>学事課の切手及び収入印紙（以下「切手等」という。）の管理状況を調査したところ、施錠付書庫で保管していましたが、使用と購入を記録する受払簿を作成せず、複数職員による保管枚数の確認も行っていませんでした。公費により購入した切手等については、その使用状況を正しく記録し、保管枚数の確認を定期的に複数の職員により行うことが必要です。</p> <p>今後は、受払簿を作成の上、定期的に複数人で確認を行う体制を構築し、適切な管理を行ってください。</p>	<p>切手等の管理については、入出金管理表を作成し、購入及び使用の際には、日付及び使用内容を記載するとともに、当該管理表の記載内容が現物と一致しているかどうか、定期的に複数人で確認するよう、適切な管理を行ってまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 中学校総合体育大会及び新人大会の委託について</b></p> <p>伊丹市中学校総合体育大会及び新人大会について、伊丹市中学校体育連盟と委託契約を締結し、両大会の開催及び運営を委託しています。委託契約書には、「受託者は精算を伴い、委託者に実績報告を行うものとする。」と記載され、事業完了報告書と収支決算書の作成及び提出が定められています。</p> <p>平成 31 年度の伊丹市中学校体育連盟から提出された事業完了報告書及び収支決算書を確認したところ、収支残高は 0 円で報告され、委託料の精算はありませんでした。しかし、添付資料の領収書の中には、積立金として、委託料の残額相当分 9,595 円の領収書が存在していました。これは、伊丹市中学校体育連盟が、大会用の高額な優勝旗や優勝カップの購入に充てるために、以前から積立金として取引業者に委託料の残額を預け、領収書を受領し、支出したこととして報告しているものでした。また、この積立金から、委託した大会とは異なる大会の臨時経費が支出されていました。</p> <p>本来、委託料に残額が生じた場合は、収支決算書においてその額を正しく記載し、報告されなければなりません。また、当該委託料を原資とした積立金は、簿外で管理せず、収支決算書内に記載されなければなりません。さらに、目的外の支出であっても、積立金からの支出であ</p>	<p>速やかに委託契約内容の一部を改訂するとともに、収支を明確にし、適切な処理となるよう指導してまいります。</p> <p>また、今後、実績報告の提出を受けた際には、複数によるチェック体制を強化するなど、課内における十分な審査を行い適切に処理できるよう努めてまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>れば、支出として報告するべきものです。</p> <p>委託者である保健体育課は、事業完了報告書等を受領しているものの、十分審査されておらず、不適切な事務と言わざるを得ません。</p> <p>今後は、事業完了報告書や収支決算書を受領する際には、委託契約書にのっとった事業が実施されたか、収支状況や精算額は正しく報告されているかについて、十分に審査を行い、適正な事務処理となるよう改めてください。</p> <p><b>2 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 伊丹市中学校部活動推進委員会の事務局設置の根拠について</b></p> <p>伊丹市中学校部活動推進委員会の事務局を保健体育課が担い、同課職員が会計事務を行っています。しかし、伊丹市中学校部活動推進委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）には、事務局設置についての記載がありませんでした。また、設置要綱第5条第4項で「会計委員は、外部コーチ報償費の会計をつかさどる。」とし、同課職員1名を選出していますが、この事をもって保健体育課が事務局を担うとは言い難く、根拠として明確ではありません。保健体育課が当該推進委員会の事務局を担う根拠が明らかになるように適切な措置を講じてください。</p> <p><b>(2) 任意団体の預金通帳及び銀行印の保管について</b></p> <p>保健体育課は、全国高等学校なぎなた選抜大</p>	<p>今後、要綱の一部を改訂することで、事務局の所在を明確にし、適切な会計処理に努めてまいります。</p> <p>預金通帳と銀行印を別々の施錠可</p>

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>会実行委員会、伊丹市学校保健会、伊丹市中学校部活動推進委員会の事務局を担い、各団体の預金通帳と銀行印を施錠付の引出しで保管しています。しかし、預金通帳と銀行印を同じ場所で保管していましたので、盗難等のリスク回避のため、各々を別の場所で保管してください。</p>	<p>能な場所に分けて保管するよう改善いたしました。</p> <p>今後、盗難リスクの回避に努めてまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 学校教育部 小学校給食センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p data-bbox="272 353 568 387"><b>1 支出事務について</b></p> <p data-bbox="212 412 892 501"><b>(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬支給額について</b></p> <p data-bbox="240 528 892 913">小学校給食センターのパートタイム会計年度任用職員の報酬支給額について、6月分及び8月分で各1件、合計2件の誤りがありました。これは、パートタイム会計年度任用職員の100/100時間外手当の計算処理において、人事給与システム上の当該手当の算定単価が過大に設定されていたことによるものでした。</p> <p data-bbox="240 938 892 1088">速やかに精算手続を行うとともに、当該システムを所管する職員課と調整の上、正しく報酬を支給できる体制を整えてください。</p>	<p data-bbox="922 528 1437 618">精算手続につきましては、職員課を通じて行い、完了しております。</p> <p data-bbox="922 642 1437 792">また、職員課との調整により、正しく報酬を支給できる体制を整えております。</p>

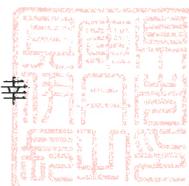


伊水経第 1558 号  
令和 3 年 1 月 27 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

上下水道局 経営企画室 経営企画課、営業課

2 措置を講じた部局

上下水道局 経営企画室 経営企画課

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 2 年(2020 年) 10 月 21 日～令和 2 年(2020 年) 12 月 25 日

5 措置の内容

別紙のとおり





## 監査結果に対する措置について

上下水道局 経営企画室 経営企画課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>たのかが不明確な状態でした。公費で購入した切手の管理については、その使用状況を正しく記録し、定期的に複数の職員により保管枚数の確認を行うことが必要です。</p> <p>今後は、切手使用簿に確認欄や使用者欄等を設けるなど様式を見直し、定期的に複数人で確認を行う体制を構築し、適切な管理を行ってください。</p>	